

令和3年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 市民生活部市民協働課

施設名	新和地区体育文化交流センター
施設の設置目的	世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図るため。
所在地	弘前市大字種市字木幡387番地
指定管理者名	新和地区町会連合会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

1 事業計画の実施状況

施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね適正な管理運営が実施されている。

2 自主事業の実施状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から自主事業の実施を見送ったが、令和3年度は感染症対策を徹底したうえで料理教室1件（12月5日準備・12月19日調理の2部構成）を実施した。

3 市民サービス向上のための取組状況

施設内外のごみ拾いや、花壇の管理など、環境美化に努めているほか、玄関ポーチ内の柱を塗装するなど、指定管理料から工面して施設内の環境整備を行っている。

また、玄関への手指消毒用アルコールの設置、検温の実施、利用団体代表者に対する利用者の連絡先把握の声掛け、換気の実施等、新型コロナウイルス感染症対策に努めている。

4 市民ニーズの把握の実施状況

施設内外の維持管理、各種書類の作成・保管の整理、経理の状況等適正に実施されていた。

5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

令和3年度の利用許可件数は457件、利用者数は8,113人となっており、前年度と比較すると、件数、利用者数ともに減少した。（参考：令和2年度 利用許可件数504件、利用者数9,731人）

6 指定管理業務の収支状況

施設の管理に支障がないよう経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。

7 実地調査の結果

施設内外の維持管理、各種書類の作成・保管の整理、経理の状況等適正に実施されていた。

8 成果指標の達成度

利用件数…目標件数492件に対し、利用件数が457件のため、達成度は92.9%

利用者数…目標利用者数12,296人に対し、利用者数が8,113人のため、達成度は66.0%

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	アンケート実施により、利用者の意見、要望の把握に努めている。新型コロナ感染症対策のため、玄関への消毒用アルコール及び検温器の設置、利用団体代表者に対する利用者の連絡先の把握を呼びかけるなど、適切な対応を実施している。	共用利用者の増加を目指したい。
施設の管理	B	ソフトパレーパーツをワンタッチ式スライドフックへ交換し、破損箇所を修理した。玄関、ポーチへの滑り止めマット設置、郷土芸能習得室へ和室用イスを設置するなど、施設の環境整備に努めた。	大きな破損箇所だけでなく、細かい所もチェックしていく。
経理の状況	B	収支の状況を把握しながら執行できている。	計画的な予算執行に努める。
団体の財務状況	B	財務状況に問題はない。	今後も健全な財務状況を維持する。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	アンケート実施により、利用者の意見、要望の把握に努めている。新型コロナ感染症対策のため、検温器、手指消毒用アルコールの設置、利用団体代表者に対する利用者の連絡先の把握を呼びかけるなど、適切な対応を実施している。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで、利用者増を図るため、自主事業を実施していただく。
施設の管理	A	玄関、ポーチへの滑り止めマット設置、郷土芸能習得室へ和室用イスを設置するなど、施設の環境整備に努めた。	今後も利用者の安全のため、設備の保守に努めていただく。
経理の状況	B	経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。	今後も、適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定した経理的基盤を有している。	今後も、安定した財務状況を維持していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの（適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの）
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの（軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの）
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準□

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する